

宿泊約款

【適用範囲】

第1条 当館が宿泊客と間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

【宿泊契約の申込み】

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
(1) 宿泊者名
(2) 宿泊日及び到着予定時刻
(3) 宿泊料金
(4) その他当館が必要と認める事項

【宿泊契約の成立等】

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
3 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし申込金の支払期日を指定するにあたり当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

【申込金の支払いを要しない事とする特約】

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

【宿泊契約の締結の拒否】

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
(1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
(2) 満室(員)により客室に余裕がないとき
(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
(4) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき
(5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

【宿泊客の契約解除権】

第6条 宿泊客は当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2 当館は、宿泊客が連絡しないで宿泊当日の午後11時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。
3 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合違約金を申し受けず。ただし、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について当館が宿泊客に告知したときに限りです。

【当館の契約解除権】

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき、又は同行行為をしたと認められるとき
(2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
(3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
(4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
(5) 寢室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規制の禁止事項(火災予防上必要なものに限り)に従わないとき
2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が今まで提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【宿泊の登録】

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
(1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
(2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
(3) 出発日及び出発予定時刻
(4) その他当館が必要と認める事項
2 宿泊客が第12条の料金の支払いを宿泊利用券等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

【客室の使用時間】

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後2時から翌午前10時までとします。ただし連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

【利用規則の遵守】

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

【利用規則に遵守】

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示等でご案内いたします。
(1) フロント・キャッシャー等サービス時間
イ 門限 午後11時
ロ フロントサービス 午後9時
(2) 飲食等(施設)サービス時間
イ 朝食 午前7時30分～午前9時
ロ 夕食 午後6時00分～午後8時
2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には随時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

【客室の使用時間】

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳はパンフレット又はホームページ等に記載されております。
2 前項の宿泊料金等の支払いは通貨又は当館が認めた宿泊利用券等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにて行っていただきます。
3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けず。

【当館の責任】

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。
2 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

【寄託物等の取扱い】

第14条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館はお一人様10万円を限度としてその損害を賠償します。
2 宿泊客が、当館内にお持ち込みになったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除きお一人3万円を限度として当館はその損害を賠償します。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、当館は原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。所有者の指示がない場合は、貴重品については発見日を含め7日以内に最寄の警察署に届け、その他物品については14日経過後処分致します。ただし飲食物・たばこ・雑誌等は即日処分致します。
3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとします。

【駐車場の責任】

第16条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

【宿泊客の責任】

第17条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。